

# 白井市環境配慮指針

白井市は、「白井市まちづくり条例」において、まちづくりの基本理念を市民、事業者及び市が、相互の理解と協力のもとに安全で快適な居住空間の確保と福祉の増進を目指し協働で創造するものであることを定め、「ときめきと みどりあふれる 快活都市」づくりを進めています。

しかしながら、近年、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式の定着などを背景として、自動車による大気汚染や騒音・振動問題、生活排水などによる水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物の増大や犯罪等の増加が大きな社会問題となり、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少を始めとする地球環境問題や野生生物の種の減少などの生物多様性の保全が、人類の生存基盤そのものを揺るがす問題として顕在化してきています。

そこで、このような環境問題を解決し、豊かで快適な環境を保全し、次世代に引き継いでいくための指針となる白井市環境基本条例を平成12年6月に制定し、その実現のため、平成14年3月に白井市環境基本計画、平成24年4月に白井市第2次環境基本計画を策定し、市民・市民団体・事業者・市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境の確保を図ってきました。

そして、計画期間の満了に伴い、環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、白井市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策の更なる推進を図るため、令和4年3月に令和4年度から令和12年度までを計画期間とする白井市第3次環境基本計画を策定しました。

これらを踏まえ、白井市まちづくり条例第27条の規定に基づき、事業者が事業活動を行うに当たり、環境の保全と創出への対策等を自主的に講じるため、環境配慮指針を次のように定めます。

- 1 事業者は、白井市第3次環境基本計画の基本目標である「豊かな自然と人が共生するまち」、「地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち」、「安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち」、「ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち」、「環境にやさしいライフスタイルを広げるまち」を実現するため、白井市まちづくり条例施行規則第12条の規定による「環境配慮書」に基づき、開発事業を計画するものとする。
- 2 事業者は、開発事業を計画する際は、土地が現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であり、地域の自然的、社会的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるべきものであることを十分認識するものとする。
- 3 事業者は、白井市が進める「ときめきと みどりあふれる 快活都市」づくりの施策に協力するとともに、環境との調和及び環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造を行うものとする。
- 4 事業者は、法令、条例等の規定に違反しない場合においても、その事業活動によって周辺地域の生活環境、自然環境等の良好な環境を損なわないよう、自らの責任と負担において、必要な措置を講じ、地域社会との協調に努めるものとする。
- 5 事業者は、市民及び市に対して、開発事業の計画等に関する情報の提供及び説明などを積極的に行うものとする。